

附 則

この細目は、規則の施行の日から施行する。

附 則

- 1 この細目は、改正規則の施行の日（平成20年10月1日）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 事業者が改正規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例第8条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象事業については、改正後の千葉県環境影響評価技術細目（以下「改正細目」という。）の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者は、施行日前においても、改正細目の規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。
- 4 前項の規定により方法書の作成等が行われた対象事業については、施行日において、改正細目に相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。

附 則

- 1 この細目は、改正規則の施行の日（平成26年7月1日）から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 事業者が改正規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例第8条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象事業については、改正後の千葉県環境影響評価技術細目（以下「改正細目」という。）の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者は、施行日前においても、改正細目の規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。
- 4 前項の規定により方法書の作成等が行われた対象事業については、施行日において、改正細目に相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。

附 則

- 1 この細目は、改正規則の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。ただし、附

則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 事業者が改正規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例第8条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象事業については、改正後の千葉県環境影響評価技術細目（以下「改正細目」という。）の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者は、施行日前においても、改正細目の規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。
- 4 前項の規定により方法書の作成等が行われた対象事業については、施行日において、改正細目に相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。